

第 13 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書
(案)

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 31 日まで

三 重 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	
(1) 方針	
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	
2 特別保護地区の指定	
(1) 方針	
(2) 特別保護地区指定計画	
(3) 特別保護地区の指定内訳	
3 休猟区の指定	
(1) 方針	
(2) 休猟区指定計画	
(3) 特例休猟区指定計画	
4 鳥獣保護区の整備等	
(1) 方針	
(2) 整備計画	
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1 鳥獣の人工増殖	
(1) 方針	
2 放鳥獣	
(1) 方針	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	12
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	
(1) 希少鳥獣等	
(2) 狩猟鳥獣	
(3) 外来鳥獣	
(4) 指定管理鳥獣	
(5) 一般鳥獣	
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	
(1) 許可しない場合の基本的考え方	
(2) 許可に当たっての条件の考え方	
(3) わなの使用に当たっての許可基準	
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	
(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集	
2-1 学術研究を目的とする場合	
(1) 学術研究	
(2) 標識調査	
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	
2-4 その他特別の事由の場合	
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	
(2) 愛玩のための飼養の目的	
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	
(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的	
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	

- 3-1 捕獲許可した者への指導
 - (1) 捕獲物又は採取物の処理等
 - (2) 従事者の指揮監督
 - (3) 危険の予防
 - (4) 錯誤捕獲の防止
- 3-2 許可権限の市町長への委譲
- 3-3 鳥類の飼養登録
 - (1) 方針
 - (2) 飼養適正化のための指導内容
- 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可
 - (1) 許可の考え方
 - (2) 許可の条件

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 28

- 1 特定猟具使用禁止区域の指定
 - (1) 方針
 - (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画
 - (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳
- 2 猟区設定のための指導
 - (1) 方針
 - (2) 設定指導の方法
- 3 指定猟法禁止区域
 - (1) 方針
 - (2) 許可の考え方
 - (3) 条件の考え方
 - (4) 指定計画

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 32

- 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成
- 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成
 - (1) ニホンジカ
 - (2) イノシシ
 - (3) ニホンザル
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- 4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 34

- 1 方針
- 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査
 - (1) 方針
 - (2) 鳥獣生息分布調査
 - (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
 - (4) 狩猟鳥獣生息調査
 - (5) 第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査
- 3 法に基づく諸制度の運用状況調査
 - (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
 - (2) 捕獲等情報収集調査
 - (3) 制度運用の概況情報
- 4 新たな技術の研究開発・普及
 - (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及
 - (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 37

- 1 鳥獣行政担当職員
 - (1) 方針
 - (2) 設置計画
 - (3) 研修計画
- 2 鳥獣保護管理員

- (1) 方針
- (2) 設置計画
- (3) 年間活動計画
- (4) 研修計画
- 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置
 - (1) 方針
 - (2) 研修計画
 - (3) 狩猟者の育成及び確保のための対策
 - (4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保
- 4 取締り
 - (1) 方針
 - (2) 年間計画
- 5 必要な財源の確保

第九 その他・・ 42

- 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
- 2 狩猟の適正化
- 3 傷病鳥獣救護への対応
 - (1) 方針
 - (2) 体制
 - (3) 傷病鳥獣の個体の処置
 - (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発
 - (5) 放野
- 4 油等による汚染に伴う水鳥の救護
- 5 感染症への対応
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ
 - (2) 豚熱
 - (3) その他感染症
- 6 普及啓発
 - (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
 - (2) 安易な餌付けの防止
 - (3) 猟犬の適切な管理
 - (4) 野鳥の森等の整備
 - (5) 法令の普及徹底
- 7 捕獲鳥獣の利活用
 - (1) 方針
 - (2) 取組体制

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は日本列島のほぼ中央に位置し鈴鹿、紀伊の両山脈を背後に東と南に広がり、内海の伊勢湾、外海の熊野灘に臨む東西約80km、南北約170kmの細長い県土を有し、県土面積577,449haの内、約64%に当たる372,353haを森林が占め、多様で豊かな自然環境に恵まれている。

県内に生息する野生鳥獣は自然を構成する重要な要素の一つであり、人間の生存の基盤となっている自然環境を健全なものにするものであると同時に、県民にとっても豊かな生活環境を形成する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

鳥獣保護区は、鳥獣の狩猟を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の確保に資するものである。

このような観点から、第1次から第12次計画において、必要な地域での鳥獣保護区の指定を行ってきた。

第12次計画までの鳥獣保護区の指定状況は、第1次計画終了時の昭和41年度末には7箇所、2,374haであったが、第12次計画終了時の令和3年度末には、85箇所、67,423haに増加し、県土面積の11.7%を占めるに至っている。

(※国指定を含む。県指定のみの場合は、83箇所、45,104ha、7.8%)

第13次計画においては、市町や農林水産業関係者、自然保護団体、地域住民等と十分調整を図り、鳥獣保護区の指定、更新並びに見直しに努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

なお、鳥獣保護区の指定にあたっては、それぞれの鳥獣保護区が連続性をもって配置されるよう指定に努める。

また、区域の指定にあたっては、河川、海岸線、山稜線、道路、その他現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

② 指定区分ごとの方針

以下の指定区分ごとに、地域の実情に応じて鳥獣保護区指定の方針を記載する。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣を保護するため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物の多様性の確保にも資する。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまでに指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1) 天然林

2) 林相地形が変化に富む地域

3) 溪流又は沼沢を含む地域

4) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保に資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、1箇所当たりの面積は10,000ha以上となるよう努める。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種数又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区に指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、三重県レッドデータブック2015に絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類として掲載されている鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地のうち、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区に指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区に指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

・ 森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は次により算出した。

箇所 = 林野面積 372,352 ha × 1/10,000 = 37 箇所

面積 = 11,100 (単位: ha 以下の表についても同様)

* 300ha × 37箇所 = 11,100ha

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	小区分 年度	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	37	21	箇所	5	4	2	1	3	15						
	面積(ha)	11,100	11,586	変動面積	1,787	2,194	960	283	450	5,674						
大規模生息地	箇所		1	箇所		1				1						
	面積(ha)		7,247	変動面積		7,247				7,247						
集団渡来地	箇所		10	箇所	3		1			4						
	面積(ha)		4,523	変動面積	1,824		758			2,582						
集団繁殖地	箇所		4	箇所	1	2				3						
	面積(ha)		9,185	変動面積	3,650	2,785				6,435						
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積(ha)			変動面積												
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積(ha)			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所		47	箇所	14	6	5	2		27						
	面積(ha)		12,563	変動面積	2,895	1,931	1,876	153		6,855						
計	箇所	37	83	箇所	23	13	8	3	3	50						
	面積(ha)	11,100	45,104	変動面積	10,156	14,157	3,594	436	450	28,793						

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	小区分 年度	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
				R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所	37	21	箇所							5	4	2	1	3	15	0	21
	面積(ha)	11,100	11,586	変動面積							1,787	2,194	960	283	450	5,674	0	11,586
大規模生息地	箇所		1	箇所								1				1	0	1
	面積(ha)		7,247	変動面積								7,247				7,247	0	7,247
集団渡来地	箇所		10	箇所							3		1			4	0	10
	面積(ha)		4,523	変動面積							1,824		758			2,582	0	4,523
集団繁殖地	箇所		4	箇所							1	2				3	0	4
	面積(ha)		9,185	変動面積							3,650	2,785				6,435	0	9,185
希少鳥獣生息地	箇所			箇所													0	0
	面積(ha)			変動面積													0	0
生息地回廊	箇所			箇所													0	0
	面積(ha)			変動面積													0	0
身近な鳥獣生息地	箇所		47	箇所							14	6	5	2		27	0	47
	面積(ha)		12,563	変動面積							2,895	1,931	1,876	153		6,855	0	12,563
計	箇所	37	83	箇所							23	13	8	3	3	50	0	83
	面積(ha)	11,100	45,104	変動面積							10,156	14,157	3,594	436	450	28,793	0	45,104

* 箇所数についてはB-E

面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E

面積についてはA+B+C-D-E

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
R4	身近な鳥獣生息地	志摩市浜島町大崎	更新	675	0	675	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	志摩市阿児町賢島	更新	340	0	340	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	集団渡来地	四日市市 伊坂山村ダム	更新	778	0	778	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	熊野市 有馬久生屋金山	更新	301	0	301	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	名張市滝之原	更新	6	0	6	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	御浜町神志山	更新	14	0	14	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	集団渡来地	鈴鹿川河口	更新	933	0	933	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	松阪市中部台	更新	708	0	708	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	松阪市神戸	更新	441	0	441	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	伊勢市高倉山	更新	431	0	431	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	志摩市大王町登茂山	更新	178	0	178	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	集団繁殖地	熊野市海岸部	更新	3,650	0	3,650	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	多気町五桂	更新	52	0	52	R4年11月1日から R9年10月31日まで
	集団渡来地	紀北町白石湖	更新	113	0	113	R4年11月1日から R9年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	四日市市泊山	更新	598	0	598	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	四日市市室山	更新	219	0	219	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	津市久居中北部	更新	182	0	182	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	伊賀市霊山	更新	258	0	258	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市曾根	更新	6	0	6	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	紀北町海山区大白鳥	更新	89	0	89	R4年11月1日から R14年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	熊野市 生活環境保全林	更新	13	0	13	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	御浜町 阿田和井戸ノ谷	更新	6	0	6	R4年11月1日から R24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	度会町獅子ヶ岳山麓	更新	165	0	165	R4年11月1日から R14年10月31日まで
計		23箇所		10,156	0	10,156	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
R5	森林鳥獣生息地	津市 美杉町君ヶ野ダム	更新	125	0	125	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	伊勢市二見	更新	447	0	447	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	志摩市磯部町の矢	更新	1,075	0	1,075	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	大規模生息地	鈴鹿国定公園	更新	7,247	0	7,247	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	津市安濃町中央	更新	460	0	460	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	三重大学平倉演習林	更新	457	0	457	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	松阪市蓮	更新	537	0	537	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	集団繁殖地	南伊勢町 鶺倉半島行田・定山	更新	1,865	0	1,865	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	伊賀市上野	更新	882	0	882	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	伊賀市真泥池	更新	67	0	67	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	集団繁殖地	紀北町海山区島勝浦	更新	920	0	920	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市ナサ崎	更新	52	0	52	R5年11月1日から R15年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	松阪市農と匠の里	更新	23	0	23	R5年11月1日から R15年10月31日まで
計		13箇所		14,157	0	14,157	
R6	身近な鳥獣生息地	鈴鹿市	更新	1,548	0	1,548	R6年11月1日から R26年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	南伊勢町東部	更新	100	0	100	R6年11月1日から R16年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	桑名市播磨	更新	13	0	13	R6年11月1日から R26年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	南伊勢町五ヶ所	更新	4	0	4	R6年11月1日から R16年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市中村山	更新	8	0	8	R6年11月1日から R16年10月31日まで
	集団渡来地	紀宝町	更新	758	0	758	R6年11月1日から R26年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	玉城町	更新	860	0	860	R6年11月1日から R16年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	鈴鹿市加佐登	更新	303	0	303	R6年11月1日から R26年10月31日まで
計		8箇所		3,594	0	3,594	
R7	身近な鳥獣生息地	松阪市泉の森	更新	ha 3	0	ha 3	R7年11月1日から R17年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	いなべ市大安町中部	更新	150	0	150	R7年11月1日から R17年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	尾鷲市栗ノ木谷	更新	283	0	283	R7年11月1日から R17年10月31日まで
計		3箇所		436	0	436	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
R8	森林鳥獣生息地	津市 白山町南青山高原	更新	61	0	61	R8年11月1日から R18年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	いなべ市員弁東部	更新	339	0	339	R8年11月1日から R18年10月31日まで
	森林鳥獣生息地	伊勢市朝熊山	更新	50	0	50	R8年11月1日から R18年10月31日まで
計		3箇所		450	0	450	

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区の指定を進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、できる限り全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護区を野生鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について積極的に指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	19	2	1					1					
	面積(ha)		185	71					71					
大規模生息地	箇所		4		4				4					
	面積(ha)		388		388				388					
集団渡来地	箇所													
	面積(ha)													
集団繁殖地	箇所		1	1					1					
	面積(ha)		40	40					40					
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積(ha)													
生息地回廊	箇所													
	面積(ha)													
身近な鳥獣生息地	箇所													
	面積(ha)													
計	箇所		7	2	4				6					
	面積(ha)		613	111	388				499					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
						1					1	0	2
						71					71	0	185
							4				4	0	4
							388				388	0	388
												0	
												0	
						1					1	0	1
						40					40	0	40
												0	
												0	
												0	
												0	
												0	
						2	4				6	0	7
						111	388				499	0	613

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積(ha)	指定期間	指定面積(ha)	指定期間	指定面積(ha)	指定期間	
R4	森林鳥獣生息地	伊勢市高倉山	431	R4. 11. 1から R24. 10. 31まで	71	R4. 11. 1から R24. 10. 31まで	0		外宮 神域林
	集団繁殖地	熊野市海岸部	3, 650	R4. 11. 1から R24. 10. 31まで	40	R4. 11. 1から R24. 10. 31まで	0		楯ヶ崎
計		2箇所	4, 081		111		0		
R5	大規模生息地	鈴鹿国定公園	7, 247	R5. 11. 1から R15. 10. 31まで	250	R5. 11. 1から R15. 10. 31まで	0		釈迦ヶ岳
					120	R5. 11. 1から R15. 10. 31まで	0		御在所岳
					8	R5. 11. 1から R15. 10. 31まで	0		入道ヶ岳
					10	R5. 11. 1から R15. 10. 31まで	0		野登山
計		1箇所	7, 247		388		0		
R6計		0箇所	0		0		0		
R7計		0箇所	0		0		0		
R8計		0箇所	0		0		0		
合計		3箇所	11, 328		499		0		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域について休猟区に指定する。また、休猟区の設定に当たっては、県内の地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区の新たな休猟区への指定を検討するよう努める。

休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえて、その生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

現在、県内において休猟区の指定はないが、本計画期間内に必要が生じた場合は適切に指定する。

なお、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林水産業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年度	休猟区 指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間
R4		該当なし		
R5		該当なし		
R6		該当なし		
R7		該当なし		
R8		該当なし		
合計		該当なし		

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟区 名称	指定面積 (ha)	指定期間	特定鳥獣名
R4		該当なし			
R5		該当なし			
R6		該当なし			
R7		該当なし			
R8		該当なし			
合計		該当なし			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設の整備を行う。

② 調査、巡視等の管理の充実

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、必要に応じて実施計画を具体化し、調査、巡視等の管理の充実に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

区 分		現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類 の整備	箇所数 制 札	83箇所 —	2箇所 10本	2箇所 10本	2箇所 10本	2箇所 10本	2箇所 10本

② 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	83箇所 (すべての鳥獣保護区)	83箇所	83箇所	83箇所	83箇所
	人数	57人	57人	57人	57人	57人
管理のための調査の実施		鳥獣保護管理員による 巡回調査 違法捕獲等の取締り	同左	同左	同左	同左

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣として人気の高いニホンキジの保護増殖を図るため、第5次計画で人工増殖用施設整備の助成を行い、第6次から第11次計画にかけて人工増殖技術の確立、生産能力の拡大についての指導・支援を実施してきた。

本計画においては、生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖についてはその効果と影響を勘案し実施しないが、随時、必要な情報収集に努める。

2 放鳥獣

(1) 方針

第6次から第11次計画にかけて、人工増殖されたニホンキジ及びヤマドリを鳥獣保護区、休猟区を中心に実施してきた。

本計画においては、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については生物多様性を損なうおそれがあることから放鳥獣の見直しを行い、実施しない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣等

ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、及び絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定められたものとする。また、県希少鳥獣は、三重県レッドデータブック2015において同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、県レッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直す。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

イ 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のために、自然環境調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、知事による適切な捕獲許可、鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組に努める。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、法第2条第7項に定めた鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

県は、県が作成したレッドデータブック等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

外来鳥獣は、県内に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、県内に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

法第2条第5項に基づき定めた鳥獣とする。

イ 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲頭数等の数値目標の設定に努め、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲頭数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下、「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

県内の分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。また、希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、県のレッドデータブック2015に掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

鳥獣区分について

鳥獣保護管理法の対象となる鳥獣

鳥類及び哺乳類に属するすべての野生生物
(一部のネズミ類及び海棲哺乳類を除く)

希少鳥獣

環境省令で定める種及び三重県レッドデータブック2015において同様の扱いがなされている鳥獣

紀伊半島のツキノワグマ
コウノトリ、シジュウカラガンなど

狩猟鳥獣

環境省令で定める種
鳥類28種、獣類20種

タヌキ、キツネ、ノウサギ、カワウ、スズメ、カラス類など

指定鳥獣

環境省令で定める種
・ニホンジカ
・イノシシ

外来鳥獣

国内および県内に生息しない種

台湾ザル

ソウシチョウ

アライグマ
ヌートリア
台湾リスなど

一般鳥獣

ニホンザル、イタチ(メス)、ニホンリス
ムササビ、ドバト、ウズラなど

飼育下の鳥獣

ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ
ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ及びジュゴンを除く海棲哺乳類

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断できる場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予測される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合にあって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

キ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による許可を受けたものについては、この限りでない。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会。以下「法人」という。）をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理のために必要がある場合においては、捕獲頭数の上限に関する適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

安全の確保や鳥獣の保護の観点から、許可しないものとする。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

ウ ツキノワグマの錯誤捕獲

ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、市町、獣医師及び専門家との連携の下で放獣体制等の整備に努める。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。このような種については、錯誤捕獲の生じることのないように各方面を指導し、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努める。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を求める。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(第9表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
研究の目的及び内容	次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。
許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。
期間	1年以内
区域	研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域(当該区域において、特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
方法	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
捕獲等後の措置	次の各号に掲げる条件に該当するものであること。 1) 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 なお、電波発信機は電波法に適合するものとし、装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(第10表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
鳥獣の種類・数	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
期間	1年以内
区域	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
方法	原則として、網、わな又は手捕
捕獲等後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(第11表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地域機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）
期間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。
区域	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(第12表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地域機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）
期間	1年以内
区域	申請者の職務上必要な区域
方法	法第12条第1項又は第2項の禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(第13表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地域機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）
期間	1年以内
区域	必要と認められる区域
方法	法第12条第1項又は第2項の禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(第14表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	1) 地方公共団体及び地方公共団体から当該事務を受託した者 2) 従事者は原則として、捕獲方法に該当する狩猟免許を所持する者 ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること 3) 被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。 4) ニホンザルの捕獲にあたっては、専門家の助言を受けつつ地域実施計画を作成し、第二種特定鳥獣管理計画に定める要件を満たしていること
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）とする。
期間	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお複数年にわたる期間を設定する場合には第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。
区域	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。
方法	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めるものとともに、法第15条による鉛散弾の使用禁止区域においては使用しないものとする。ただし、獣類を対象とした場合は、地域的に鳥獣の生息及び動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがないときは、この限りではない。
留意事項	・ 許可対象者等 捕獲実施者に被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。捕獲実施者の数は、必要最小限であること。 ・ 捕獲期間 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう配慮する。愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、狩猟期間の前後15日間の時期は避けるよう配慮する。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的（有害鳥獣捕獲目的）の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する基準とする。

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的な考え方

近年の野生鳥獣による被害は、山間部における農林水産物への被害だけでなく、都市近郊の農耕地や住宅地にも野生鳥獣が出没するようになり野生鳥獣に人が襲われるなど社会生活への影響も現れている。また、都市近郊においてはカラス、カワラバト等による生活被害の深刻化や新たに、アライグマによる農作物や住宅への侵入等の生活環境被害も発生しており、さらに、野生鳥獣の採餌による植生の衰退等自然生態系の攪乱といった被害も生じている。

このため、これらの被害等が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも、被害の防止を目的とする捕獲を行う。この捕獲については、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な被害の防止を目的とする捕獲を図るものとする。また、人が排出する生ゴミ等への依存が鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

なお、ニホンジカ等の特に生息密度が高く、農林水産業被害への影響が著しい野生鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、科学的で計画的な管理を実施するものとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表に係る方針等

本来、被害の防止の目的での捕獲は、被害が発生した際に捕獲の妥当性を検討した上で許可するものであるが、予察捕獲においては、被害発生予察表に基づき、事前に計画をたてて該当種を一定数捕獲するものである。被害発生予察表は、野生鳥獣による被害のうち、特に毎年のように発生する被害について、事前に被害の発生状況を予測するため作成し、計画的かつ効果的な被害対策につなげることを目的とする。

原則として予察捕獲は実施しないこととする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及び下記加害鳥獣において、許可範囲ごとに鳥獣別の予察表を作成した場合はこの限りではない。

なお、予察表には、被害作物等、被害発生時期、被害発生地域、捕獲頭数の上限及び被害防止対策などを記載する。

2) 予察表

(第15表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ニホンザル	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、 特用林産物 人的被害、 住宅侵入															県内全域	生活環境被害
ニホンジカ	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、 特用林産物、 造林木、交通障害 自然植生															県内全域	生活環境被害 生態系被害
イノシシ	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、花き 類、 特用林産物															県内全域	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
カモシカ	造林木														津市、松阪市、大台町、 大紀町、 紀北町、熊野市	
ノウサギ	野菜、造林木														菰野町、大台町、大紀 町、紀北町、熊野市、御 浜町	
アライグマ	野菜、果樹、 住宅侵入														桑名市、四日市市、鈴鹿 市、亀山市、津市、松阪 市、大台町、多気町、伊 勢市、志摩市、鳥羽市、 玉城町、大紀町、紀北 町、伊賀市、名張市、熊 野市、御浜町、紀宝町	生活環境被害
ヌートリア	野菜、果樹、水稲 住宅侵入														桑名市、四日市市、亀山 市、伊賀市、名張市、熊 野市、御浜町、紀宝町	生活環境被害
カラス類	水稲、麦類、豆類、 果樹、野菜、 ゴミ散乱														四日市市、鈴鹿市、亀山 市、いなべ市、東員町、 菰野町、津市、松阪市、 多気町、大台町、明和 町、伊勢市、鳥羽市、志 摩市、大紀町、南伊勢 町、玉城町、度会町、伊 賀市、名張市、紀北町、 熊野市、御浜町、紀宝町	
ドバト (カワラバト)	水稲、麦類、豆類、 果樹、野菜、 ふん害														四日市市、鈴鹿市、桑名 市、いなべ市、東員町、 津市、松阪市、多気町、 大台町、明和町、伊勢 市、志摩市、伊賀市、紀 宝町	
ムクドリ	野菜、果樹														津市、松阪市、伊勢市、 玉城町、 伊賀市、名張市	
ヒヨドリ	野菜、果樹														四日市市、菰野町、津 市、南伊勢町、伊賀市、 名張市、熊野市、御浜町	
カモ類	水稲、麦類 海藻類														桑名市、四日市市、いな べ市、志摩市、玉城町、 伊勢市、南伊勢町、紀北 町	
カワウ	水産物 ふん害														亀山市、いなべ市、津 市、松阪市、多気町、大 台町、伊勢市、鳥羽市、 志摩市、大紀町、南伊勢 町、度会町、伊賀市、名 張市、尾鷲市、紀北町、 熊野市、紀宝町	

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

第9～12次鳥獣保護（管理）事業計画期間において、ニホンザル（平成13年度～15年度、平成23年度）、ニホンジカ（平成13年度～令和3年度）、カワウ（平成15年度、平成18年度～令和3年度）について、それぞれ生息実態調査等を実施した。本計画期間において、必要な調査を継続するとともに、調査をもとに野生鳥獣の計画的な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、計画的な管理を行うとともに、必要なモニタリング調査等を実施する。カワウについては、広域的に移動するため中部近畿等の府県による「中部近畿カワウ広域協議会」において、カワウのもたらす被害を抑制するため生息実態を科学的に把握し、「中部近畿カワウ広域保護管理指針」に基づく計画的な管理を行う。

(第16表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」による管理 「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」のためのモニタリング調査の実施 効果的な防護柵の設置や適正な維持管理 モニタリング調査結果等に基づく、銃器、わな等による計画的な捕獲
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」による管理 効果的な防護柵の設置や適正な維持管理 モニタリング調査結果等に基づく、銃器、わな等による計画的な捕獲
ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」による管理 効果的な防護柵の設置や適正な維持管理 電波発信機を活用した効果的な追い払いの実施 モニタリング調査結果等に基づく、銃器、わな等による計画的な捕獲
カワウ	令和4年度 ～ 令和8年度	中部近畿カワウ広域保護管理指針に基づく管理 管理のためのモニタリング調査の実施 必要に応じて、銃器による捕獲

④ 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）についての許可基準の設定

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲許可は、被害等の状況及び防止対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はおそれがあり、原則として被害等防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

狩猟鳥獣、アオサギ、カワラバト、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは希であり、これらの鳥獣についての捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

被害防止の目的での捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による許可のほか法第38条の2第1項の規定による許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合に

においては、市町における捕獲頭数を把握するため定期的に報告をもとめるものとする。

鳥獣保護区における被害の防止の目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

2) 許可基準

(第17表)

項目	許可基準等
許可権者	知事又は市町長
許可対象者	<p>・原則として、被害等を受けた者、被害等を受けた者又は市町長等から依頼を受けた者とし、使用する猟具に応じた狩猟免許を所持する者とする。</p> <p>ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から6)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>1) ハシブトガラス、ハシボソガラス又はカワラバトの被害を受けている施設を所有又は管理する者及びその者から捕獲の依頼を受けた者が、捕獲箱又は捕獲檻等を使用して、その施設内でハシブトガラス、ハシボソガラス、又はカワラバトを捕獲する場合</p> <p>2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合</p> <p>3) 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅等の敷地内において銃器を使用しない方法で中型以下の獣類を捕獲する場合</p> <p>4) 手捕り及び手網等により捕獲する場合</p> <p>5) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合</p> <p>① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p>6) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて、農業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、注意看板を設置する等安全に配慮し、かつ、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合</p> <p>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第58条第1項第3号に該当しない者とする。ただし、上記1)～5)の規定により狩猟免許を要しないときは、この限りではない。</p> <p>また、上記6)の規定により狩猟免許を要しないときは、許可権者による簡易な研修を受講して、原則「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第58条第1項第3号に該当しない者とする。</p> <p>・捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、被害の防止の目的での捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。ただし、国有林内においてはこの限りではない。</p> <p>・国有林内においては、この許可基準及び当該森林管理署等の定める基準によるものとする。</p> <p>・被害の防止の目的での捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数とする。</p>
鳥獣の種類・数	<p>現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。</p> <p>捕獲等又は採取等の数は、被害を防止するために必要な数(羽、頭又は個)であること。</p>

期間	<p>原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。</p> <p>なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。</p> <p>狩猟期間中及びその前後については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等適切に対応する。</p>
区域	<p>被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。</p>
方法	<p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めるものとともに、法第15条による鉛散弾の使用禁止区域においては使用しないものとする。ただし、獣類を対象とした場合は、地域的に鳥獣の生息及び動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがないときは、この限りではない。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。 2) 被害防除対策との関係 原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。 3) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い 被害等が生じることがまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。 4) 予察捕獲 予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。 5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

(第18表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						主な被害 農林水産 物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り 駆除羽 (頭)数	許可 対象者		
知事	ツキノワグマ	捕獲檻	新たに被害の 生じた区域	(第17表) 期間	1か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	人身等	原則学習 放獣する
		銃器	新たに被害の 生じた区域	(第17表) 期間	1か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	人身等	
	カワウ、 アオサギ	銃器	流域内で区域 を限定	(第17表) 期間	9か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水産物等	
	ハシボソガラス、 ハシブトガラス、 カラハトの卵	手捕り	特に定めない	(第17表) 期間	6か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	建築物、 送配電線 等	
	(注)1	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	3か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 生活環境 被害等	
市町長	イノシシ	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	7か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 特用林産 等	
	ニホンジカ	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	7か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 造林木	
	ニホンザル	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	7か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 生活環境 被害等	
	(注)2	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	6か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 生活環境 被害等	
	(注)3	銃器及び わな	特に定めない	(第17表) 期間	3か月 以内	必要数	(第17表) 許可対象者	水稲、 野菜、 果樹、 生活環境 被害等	

(注) 1 知事に捕獲許可権限がある鳥獣から、ツキノワグマ、カワウ、市町に権限移譲した鳥獣を除いた鳥獣

2 ハシボソガラス、ハシブトガラス、カラハト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、
アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、イタチ類、アナグマ

3 マガモ、カルガモ、キジバト、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ゴイサギ、
ニュウナイスズメ、ミヤマガラス

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

ア 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害が激甚な地域については、その地域ごとにあらかじめ捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう助言する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

なお、該当市町内で捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町に助言する。

イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、鳥獣、農林水産、天然記念物等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間で連携の強化に努める。

ウ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確かな情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第19表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	
	事務所	市 町
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ノウサギ アライグマ スズメ類 カラス類 カワラバト ムクドリ ヒヨドリ カモ類 カワウ	四日市	四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名市、いなべ市、菟野町
	津	津市
	松阪	松阪市、多気町、大台町、明和町
	伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀町、度会町、南伊勢町
	伊賀	伊賀市、名張市
	尾鷲	尾鷲市、紀北町
	熊野	熊野市、御浜町、紀宝町

3) 指導事項の概要

ア 市町長等は、地域の狩猟団体と協議のうえ該当市町を受持区域とする捕獲班を編成し、原則として捕獲従事者10名以内を1班とし、班長をおく。

イ 班員は、1)の捕獲実施者の要件を満たした者を選任する。

ウ 班長は、捕獲を実施するときは市町長等に報告する。

エ 班長は、市町長及び鳥獣保護管理員と協議し、捕獲計画のもとに実施し、事故防止に万全を期する。

オ 捕獲に従事する班員は、許可権者から貸与された腕章を着用する。

カ 国有林内にあつては、該当森林管理署の定める基準に基づき、事故防止に万全を期する。

キ 銃器以外の猟具を使用する際は、猟具ごとに許可者の住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を設置し、適正な管理に努める。

2-4 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(第20表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）
期間	6か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
方法	法第12条第1項又は第2項の禁止猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

(第21表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
期間	6か月以内
区域	住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
方法	網、わな又は手捕

(4) 鶺鴒飼養への利用の目的

(第22表)

項目	許可基準等
許可権者	知事
許可対象者	鶺鴒飼養業者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	ウミウ又はカワウ。 鶺鴒飼養への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。
期間	6か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
方法	手捕。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

(第23表)

項目	許可基準等
許可対象者	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
鳥獣の種類・数	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
期間	30日以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
方法	法第12条第1項又は第2項の禁止猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものとして誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマやカモシカの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマやカモシカの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、市町、専門家との連携の下で放獣体制等の整備に努める。また、錯誤捕獲の実態について、報告するよう指導する。

3-2 許可権限の市町長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営を図るよう努める。また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮する。県知事は、捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

市町許可は、かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシンの被害の防止の目的の捕獲をしようとする場合（国指定鳥獣保護区の区域内で被害の防止の目的の捕獲をしようとする場合を除く。）である。

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- 1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- 2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- 3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- 4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

近年、特に都市部において、銃猟に伴う危険を防止するための区域の指定の要望が増加し、第12次鳥獣保護事業計画においては当初計画を上回る指定実績となっている。

指定に当たっては、市町等関係者の意見を聞いて、人身に対する危険防止のため効果的な指定となるよう留意する。また、河川、海岸線、山稜線、道路、その他現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。銃猟に伴う危険を予防するための地区については、東海自然歩道や近畿自然歩道及び熊野古道等、多くの人の入り込みが見込まれる歩道、銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域において、安全を確保する必要のある箇所については、できる限り含まれるよう指定に努める。

なお、本計画期間中に期間満了となる地区については、原則として更新を行う。

わな猟に伴う危険を予防するための地区については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い箇所については、できる限り含まれるよう指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第24表)

区分	既指定特定猟具使用禁止区域(A)	小区分	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域							本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
			年度	R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	116	箇所	10	7	7	3	5	32						
	面積(ha)	67,793	変動面積	2,154	759	1,829	2,543	1,388	8,673						
わなに伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所												
	面積(ha)		変動面積												

区分	既指定特定猟具使用禁止区域(A)	小区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域							本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
			年度	R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	116	箇所						1	10	7	7	3	5	32		116
	面積(ha)	67,793	変動面積						0	2,154	759	1,829	2,543	1,388	8,673		67,793
わなに伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所														
	面積(ha)		変動面積														

* 箇所数については (B)-(E) 面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E) 面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第25表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
R4	津市	津市高野尾(銃猟)	230	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	伊賀市	伊賀市壬生野三ッ池(銃猟)	598	R4年11月1日から R14年10月31日まで	再指定
	尾鷲市	尾鷲市賀田(銃猟)	9	R4年11月1日から R14年10月31日まで	再指定
	木曾岬町	木曾岬干拓地(銃猟)	335	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	桑名市	木曾川上流(銃猟)	161	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	桑名市	多度町南之郷(銃猟)	19	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	四日市市	四日市市保々(銃猟)	315	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	四日市市	四日市市山田(銃猟)	25	R4年11月1日から R24年10月31日まで	再指定
	明和町	明和町南部(銃猟)	121	R4年11月1日から R14年10月31日まで	再指定
	明和町	明和町玉城町斎宮池(銃猟)	341	R4年11月1日から R14年10月31日まで	再指定
計			2,154		
R5	津市	津市小舟・殿村(銃猟)	115	R5年11月1日から R25年10月31日まで	再指定
	松阪市	三重県農業研究所	28	R5年11月1日から R25年10月31日まで	再指定
	四日市市	四日市市神前(銃猟)	220	R5年11月1日から R25年10月31日まで	再指定
	津市	津市高野尾南東部(銃猟)	189	R5年11月1日から R25年10月31日まで	再指定
	津市	津市あのかつ台(銃猟)	168	R5年11月1日から R15年10月31日まで	再指定
	津市	津市芸濃町北神山(銃猟)	38	R5年11月1日から R15年10月31日まで	再指定
	津市	津市一志町片野池(銃猟)	1	R5年11月1日から R25年10月31日まで	再指定
計			759		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具 使用禁止 区域指定 所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備 考
R6	松阪市	松阪市嬉野中原(銃猟)	731	R6年11月1日から R16年10月31日まで	再指定
	津市	大里(銃猟)	102	R6年11月1日から R16年10月31日まで	再指定
	桑名市	桑名市多度町野代(銃猟)	193	R6年11月1日から R26年10月31日まで	再指定
	四日市市	四日市市川島・桜(銃猟)	490	R6年11月1日から R26年10月31日まで	再指定
	鈴鹿市	鈴鹿市椿(銃猟)	167	R6年11月1日から R16年10月31日まで	再指定
	津市	津市一志町若杉池(銃猟)	2	R6年11月1日から R26年10月31日まで	再指定
	多気町	多気町勢和(銃猟)	144	R6年11月1日から R16年10月31日まで	再指定
計			1, 829		
R7	鈴鹿市	鈴鹿市高岡(銃猟)	90	R7年11月1日から R17年10月31日まで	再指定
	志摩市	志摩市英虞湾(銃猟)	2, 041	R7年11月1日から R17年10月31日まで	再指定
	伊勢市	伊勢市上野町(銃猟)	412	R7年11月1日から R27年10月31日まで	再指定
計			2, 543		
R8	亀山市	亀山市川崎(銃猟)	434	R8年11月1日から R18年10月31日まで	再指定
	桑名市	桑名市下深谷部(銃猟)	397	R8年11月1日から R18年10月31日まで	再指定
	明和町	明和町南部第2(銃猟)	78	R8年11月1日から R18年10月31日まで	再指定
	松阪市	松阪市総合運動公園(銃猟)	349	R8年11月1日から R18年10月31日まで	再指定
	伊賀市	伊賀市御代(銃猟)	130	R8年11月1日から R18年10月31日まで	再指定
計			1, 388		

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

本県においては、唯一、昭和59年度に鳥羽市が管理運営する猟区2,810haが設定され、平成7年度に再設定されていたが、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度に期間満了を迎えた。

現在は、県内において猟区の設定はないが、今後、管理された狩猟による鳥獣の保護繁殖と狩猟の持続の両立を図るために、猟区の設定が行われる場合は、安全狩猟及び適正な管理運営がなされるよう十分な指導を行うとともに、猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進める。

(2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することなく、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画により県内の代表的な水辺域について鉛製散弾の使用を禁止する区域に指定しており、第12次計画終了時の令和3年度末には、9箇所、25,764haとなった。指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのある等鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理方法などについて付すものとする。

(4) 指定計画

(第26表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間
R4 計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0ha	
R5 計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0ha	
R6 計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0ha	
R7 計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0ha	
R8 計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0ha	

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成 該当なし

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成

(1) ニホンジカ

ニホンジカは、明治34年の狩猟法改正により禁猟が解除され、戦後まで狩猟獣として捕獲され続けた。加えて戦中戦後の混乱期に乱獲が進行し、個体数が更に減少し、このため、昭和22年に狩猟法施行規則が改正され、メスジカが狩猟鳥獣から除外された。そこで、ニホンジカの生息密度の非常に高い台高山地、伊勢志摩地区においては、平成13年度に特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を策定し、平成14年度から両地区での狩猟によるメスジカ捕獲を解禁した。平成19年度から平成23年度までを計画期間とした第2期では三重県全域で解禁となった。平成24年度から平成28年度までを計画期間とした第3期の特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を策定し、狩猟によるメスジカの捕獲禁止の解除、捕獲頭数の制限緩和、狩猟期間の延長等を行い個体群の管理を行ってきた。

また、平成26年5月に公布された改正鳥獣法により、平成27年5月から平成29年3月まで、平成29年4月から令和4年3月までを計画期間とした、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定した。

その結果、平成23年度をピークに農林業の被害は減少したが、令和2年度のニホンジカによる農林業被害額は約1億8千万円で、農林業者にとって収入の減少だけでなく、生産意欲の減退等、精神的にも深刻な影響を及ぼし続けている。また、食害による自然植生への被害で森林衰退や更新阻害が発生するなど、依然として深刻な状況である。

以上のようなことから、科学的な知見等に基づき、数値による評価が可能な管理の目標値を定め、計画的な管理を行うことで、農林業被害と自然植生への影響を減少させ、「人とニホンジカとの共生」を図ることを目的として策定する。

なお、野生鳥獣の非正常性を考慮して、モニタリングにより常に現状を把握し、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、管理事業に反映させる。

また、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

(2) イノシシ

イノシシの生息数の増加や分布域の拡大により中山間地域での農作物への被害が深刻化しており、これまで電気柵等の被害防除対策及び有害鳥獣捕獲等による捕獲を実施してきたが、依然として被害が発生している。今後、イノシシによる農林業被害の軽減とイノシシ個体群の安定的維持を図るには、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、科学的な知見等に基づき、数値による評価が可能な管理の目標を設定し、被害防除対策、管理の手段を総合的に講じる必要がある。このため、著しく増加したイノシシ個体群について、管理を広域的・継続的に推進し、人との共存を図ることを目的として策定する。

管理目標は、現時点で生息密度や個体数を推定する実用的な方法がないことから、個体数を管理目標にするのではなく、農林業被害額を管理の目標とする。

また、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

(3) ニホンザル

ニホンザルは、日本固有種であり、本州に広く分布している。三重県の北部から南部まで広く生息するニホンザルは、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。しかしながら、農作物の被害は、約45百万円（R2）となっており、このような経済的な損失に加え、生産意欲の減退が農山村地域における深刻な問題となっている。

一方、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。

これらのことを踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、加害群の削減と地域個体群の安定的な維持と農林産物の被害や人との軋轢などを軽減することを目的に策定する。

(第27表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
R3	農林業被害の軽減 自然植生の回復 地域個体群の長期的安定的維持	ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	県内全域	指定管理鳥獣 捕獲等事業の 実施
R3	農林業被害の軽減 地域個体群の長期的安定的維持	イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	県内全域	指定管理鳥獣 捕獲等事業の 実施
R3	農林業被害の軽減 地域個体群の長期的安定的維持	ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	県内全域	

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、目標、実施方法及び結果の把握並びに評価、実施者等を定めるものとする。

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲頭数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

(第28表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
R4 ～ R8	生息及び被害状況や捕獲状況等の把握 特定計画へのフィードバック	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	特定計画の 期間内	県内全域

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

絶滅のおそれのある野生鳥獣及び生態系保全のため重要な影響を及ぼすおそれのある野生鳥獣、あるいは社会的に保護及び管理上要求の高い鳥獣の保護管理を推進するため、野生鳥獣の生息状況等の調査を実施する。

なお、狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備を図る。各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図る。ただし、緯度経度により、調査地点を確定させる場合は、世界測地系を使用する。また、継続的かつ総合的な調査解析を図るため、調査研究機関との協力体制の充実に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画では、社会的に保護及び管理上要求の高い野生鳥獣であるニホンジカ及びカワウの生息分布調査を実施した。

本計画でも、引き続き絶滅のおそれのある野生鳥獣及び生態系保全のため重要な影響を及ぼすおそれのある野生鳥獣、あるいは社会的に保護及び管理上要求の高い野生鳥獣について必要に応じて調査を行う。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を必要に応じて調査する。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

なお、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努める。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等に協力を依頼する等により、調査精度の向上に努める。

(第29表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域の渡来地	令和4年度 ～ 令和8年度	分布調査 総数カウント法による現地調査	全国一斉調査の一環として実施

(4) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲頭数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。狩猟登録者に対するアンケート方式により実施し、可猟地域における狩猟実態及び捕獲鳥獣の利用状況等について調査する。

(第30表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法
キジ・ヤマドリ	令和4年度 ～ 令和8年度	出会い数調査
全ての狩猟鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	アンケート調査 狩猟期間中の狩猟日数、狩猟回数、狩猟場所、捕獲鳥獣の状況について

(5) 第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング調査の一環として、狩猟者の協力を得て環境省5キロメートルメッシュ等による捕獲位置情報とともに、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を収集する。またニホンジカについては県内全域において糞粒調査又は糞塊調査を実施して生息密度を推定し、捕獲頭数などのデータを集積してシミュレーションにより生息動向を把握する。ニホンザルにおいては有害捕獲報告に基づく捕獲状況の把握のほか、発信機やアンケート調査等により生息動向を把握する。

(第31表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	狩猟者の捕獲報告及び有害捕獲報告に基づく捕獲状況の把握 糞塊法等による生息密度調査を実施し、そのデータと生息状況及び捕獲状況等のデータを使用して、統計学的手法による生息頭数の推定 下草食害痕跡調査等に基づく森林下層植生衰退度の把握 集落代表者アンケート等に基づく農業被害状況の把握
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	狩猟者の捕獲報告及び有害捕獲報告に基づく捕獲状況の把握 集落代表者アンケート等に基づく農業被害状況の把握
ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	有害捕獲報告に基づく捕獲状況の把握 発信機やアンケート調査等による生息状況の把握 集落代表者アンケート等に基づく農業被害状況の把握

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行う。

(第32表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法
既指定鳥獣保護区等の更新予定地のうち必要な地域 新規指定鳥獣保護区等の候補地のうち必要な地域	令和4年度 ～ 令和8年度	鳥獣生息調査、鳥獣環境調査

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）において、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等を報告させているところだが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等情報から、単位努力量当たりの捕獲頭数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置等）の報告を求めるものとし、必要な情報の項目（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置等）を整理し、報告の仕組みについて検討する。

(3) 制度運用の概況情報

県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

ICTを活用した檻・わなの遠隔監視・操作システムの改良、捕獲効率が高く、安価で移設が容易な大型檻の開発、箱わなでの捕獲効率を高める簡易なセンサー式トリガーの開発等を進め、防護柵で守りながら、農地と森林の両方で連携した効率的な捕獲を行うことで被害軽減を図る実証を行う。

獣の生息状況を効果的に把握するため、リアルタイムGPS等の実用性の検証を行うとともに、捕獲等情報や被害状況に関するアンケート結果等をGIS（地理情報システム）により地図化し、市町等関係者への共有方法の改善を進め、普及に努める。

造林地においては、ICTを活用した大型囲いわな、箱わな、くくりわなを用いた捕獲を進めるとともに、再造林を円滑に進めるべく、ニホンジカ捕獲目標設定手法の開発を行う。ニホンジカによる森林被害を広域的に評価するため、常緑広葉樹林帯において、密度比数を指標としたインベントリー調査を実施する。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

防護柵の効果的な補修・補強技術の開発を進め、普及に努めるとともに、防護柵周辺で捕獲を進め被害軽減を図る。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも、環境の管理等による鳥獣の誘因防止に努め、リアルタイムGPSを活用したモニタリングと被害対策の体制づくりを進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 設置計画

(第33表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 獣害対策課 みどり共生推進課	1	3	4	1	3	4	鳥獣関係予算編成 第二種特定鳥獣管理計画の策定 狩猟違反に係る行政処分 狩猟免許試験の実施 狩猟者登録事務（県外登録分） 鳥獣保護区等の指定 鳥獣捕獲許可事務
うち専門的知見を 有する職員	1	3	4	1	3	4	（被害防止の目的の捕獲を除く） 狩猟取締り 鳥獣関係生態生息調査 鳥獣保護管理思想の普及啓発等 傷病鳥獣の救護 感染症の対応
地域機関 各農林（水産）事務所 森林・林業室	0	14	14	0	14	14	狩猟免許更新講習の実施 狩猟免許の交付 狩猟者登録事務 被害防止の目的等捕獲許可事務 鳥獣保護区等の整備 特別保護地区内の行為許可事務
うち専門的知見を 有する職員	0	0	0	0	0	0	狩猟取締り 鳥獣保護管理思想の普及啓発等 傷病鳥獣の救護 感染症の対応

(3) 研修計画

(第34表)

名 称	主催	時期	回数 /年	規模	人数 (人)	内容・目的
鳥獣保護管理及び 狩猟行政担当者研修	県	春・秋	2回 /年	全県	43	県及び市町の担当者を対象に、鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門的な知識の向上を図る。
特定鳥獣の保護・ 管理に係る研修会	国	秋	1回 /年	全国	1	鳥獣保護管理に関わる技術者の育成等を図るため、県の鳥獣行政担当者等を対象とした特定鳥獣の保護・管理に必要な知識を習得する。
油等汚染事故対策 水鳥救護研修	国	-	1回 /年	全国	1	油流出事故等による水鳥被害に対応できるよう救護技術や救護団体等との連携に必要な知識を習得する。
野生生物研修	国	-	1回 /年	全国	1	野生生物保護業務を担当している職員の鳥獣保護管理行政に関する知識の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得する。
自然環境研修	国	-	1回 /年	全国	1	自然保護業務を担当している職員の自然保護行政に関する知識の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得する。

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

ア 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

イ 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

ウ 鳥獣保護管理員の総数について

県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置し、鳥獣保護管理及び自然環境保全に対して熱意を有する人材の中から公募において選任し、県内57地区に1名ずつ配置する。

(2) 設置計画

(第35表)

基準 設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率 (B/A)	R4	R5	R6	R7	R8	計 (C)	充足率 (C/A)
57人	52人	91%	57人	57人	57人	57人	57人	57人	100%

(3) 年間活動計画

(第36表)

活動内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区等の施設管理												
狩猟に関する指導及び取締り												
鳥獣保護管理思想の普及啓発												
傷病鳥獣の救護												
愛玩飼養鳥の違法捕獲取締り												

(4) 研修計画

(第37表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護管理員全体研修	県	7月	1回/2年	全県	57人	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る。
鳥獣保護管理員地区別研修	県	11月	1回/1年	事務所単位	57人	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

ア 県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、県や国、大学等が実施する研修等を受講する。県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行う。市町の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報の提供等を行う。

イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町職員の育成

県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

県及び市町は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置を進める。

(2) 研修計画

(第38表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
地域機関 担当者研修	県	春・秋	2回/年	地域機関	7名	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る。
市町担当職員 全体研修	県	春	1回/年	全市町	29名	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る。

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、技術の研鑽、向上のための取組を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

科学的・計画的な鳥獣の管理を推進していくためには、指定管理鳥獣捕獲等事業など公的な捕獲事業の受託者となり、安全かつ確実に捕獲等を実施できる事業者が必要である。このため、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する事業者を県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度について、広く周知するなど認定鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成に努める。

4 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部、各警察署及び市町等と緊密な連絡をとるとともに協力して、鳥獣保護管理員及び鳥獣行政担当職員により、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の点に留意する。

なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力を努める。

ア 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

(ア) 過去数年間に於いて、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

(イ) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。

イ 特にワシタカ目、フクロウ目の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。

ウ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、警察等と連携し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手續を踏まえた上で領置等の捜査を行う。

エ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。

オ 緊急取締りに対応できる鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。

カ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。

キ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪かく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

ク 警察当局との連携を一層密にし、違法捕獲等に関して一層の連携強化に努める。

(2) 年間計画

(第39表)

事 項	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛玩飼養鳥の 違法捕獲取締り												
無許可飼養の取締り												
鳥獣販売業者を対象 とした取締り												
被害の防止の目的の 捕獲指導・取締り												
狩猟取締り												

5 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じるものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

三重県においても全国と同様に、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの生息分布が拡大傾向で、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻な状況にある。また一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や孤立した鳥獣の地域個体群が存在する。新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウにおいて中部近畿の府県による広域的な保護管理の取組が開始されたが、適切な鳥獣保護管理を推進していくうえで、専門的な知識、技術、経験を有する人材を育成及び確保するなど多くの課題が残されている。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。一方、人には鳥獣を敬い、命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。傷病鳥獣救護については、この考えを踏まえつつ、生物多様性保全の観点から原則希少種を対象として、傷病の原因が人との関わりにおけるもののみ、必要に応じて救護するものとする。

(2) 体制

傷病鳥獣の救護にあつては、市町、獣医師（獣医師団体を含む。）等と連携しながら、収容等に携わる体制の構築を図り、取組を推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能な個体については、できる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者に対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 必要に応じて感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう努める。

5 感染症への対応

鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

(2) 豚熱

野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。

(3) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

第12次鳥獣保護事業計画では、野生生物保護啓発ポスター（愛鳥週間ポスター）募集やツキノワグマへの注意喚起等、獣害対策課及びみどり共生推進課のホームページ等により、野生鳥獣保護管理思想の普及を実施してきたが、本計画では、引き続き、広く自然保護思想の普及啓発に努める。また、傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、獣医師等と連携を図りながら効果的に救護を行うよう努める。

② 事業の年間計画

(第40表)

事業内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野生生物保護啓発ポスター募集			■									
野生生物保護啓発ポスター展示		■										
野生生物に関する環境学習	■											
ホームページ等による普及	■											
三重県レッドデータブック2015による普及	■											

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第41表)

年 度	R4	R5	R6	R7	R8
愛鳥週間行事	ポスター募集 及び展示会	ポスター募集 及び展示会	ポスター募集 及び展示会	ポスター募集 及び展示会	ポスター募集 及び展示会

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。

ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

② 年間計画

(第42表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止に係る普及啓発														県及び市町の広報媒体（広報誌、ホームページ）を通じて周知を図る。	県民

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

(第43表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積 (ha)	施設の概要	施設の内容	利用の方針
野鳥の森	S55	三重郡菰野町 大字千草地内 (三重県民の森内)	4.90	案内板 1組 観察小屋 1棟 水呑場 1箇所 巣箱 20個	三重県民の森の一部で、野鳥観察のできる森として整備している	体験学習を通じて、自然保護思想の普及を図る。

(5) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣保護管理に関する法令の厳守については、以前より普及啓発に努めてきたが、本計画期間においても引き続き、鳥獣の捕獲許可制度及び鳥獣飼養許可制度等について重点普及事項として周知徹底を図る。

② 年間計画

(第44表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲許可制度について													県及び市町の広報媒体（広報誌、ホームページ）を通じて周知を図る。	県民
鳥獣の飼養許可制度について														
鳥獣の輸入規制について														
鳥獣保護区等について														
狩猟制度について														

7 捕獲鳥獣の利活用

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理における捕獲鳥獣の利活用においては、指定管理鳥獣のニホンジカ、イノシシを対象とし、獣害対策の一層の促進を図る目的で取り組むこととする。野生鳥獣の食用への利活用においては、食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）や、県が策定した「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」などの関連法案、基準を遵守し、食肉としての安全性確保に努める。

(2) 取組体制

各地域の狩猟者等を主体とした捕獲解体処理事業者や、生産される食肉の流通、加工、販売に携わるすべての事業者が、流通食肉の安全性確保の重要性と基準を認識し利活用事業を行っていただけるよう、食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）に基づく衛生管理や施設管理、運用などの徹底に努める。

また、利活用の拡大に向けて、「みえジビエ登録制度」による品質管理とブランド化に努める。